

議第1号

長野都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設
(産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の位置について

平成30年(2018年)9月12日提出
長野県都市計画審議会長

30都第202号
平成30年(2018年)8月31日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

長野都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設
(産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

議第1号

長野都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設(産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の位置について

建築基準法第51条

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

建築基準法施行令第130条の2の2（抜粋）

（位置の制限を受ける処理施設）

第130条の2の2 法第51条 本文（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の**政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。**

一 略

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に付属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設

廃棄物処理法施行令第7条（抜粋）

（産業廃棄物処理施設）

7号

廃プラスチック類の破砕施設であって、一日当たりの処理能力が5tを超えるもの

長野都市計画区域のうち、建築基準法の規定に基づくその他の処理施設
(産業廃棄物処理施設)の用途に供する建築物の敷地の位置について

1 申請者

長野市大字大豆島3397番地6

直富商事株式会社 代表取締役 木下 繁夫

2 建築場所又は築造場所

長野市大字大豆島字上之島3397番7

3 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

用途地域：工業専用地域

敷地面積：8,956.27m²

主要用途：産業廃棄物処理施設

工事種別：用途変更

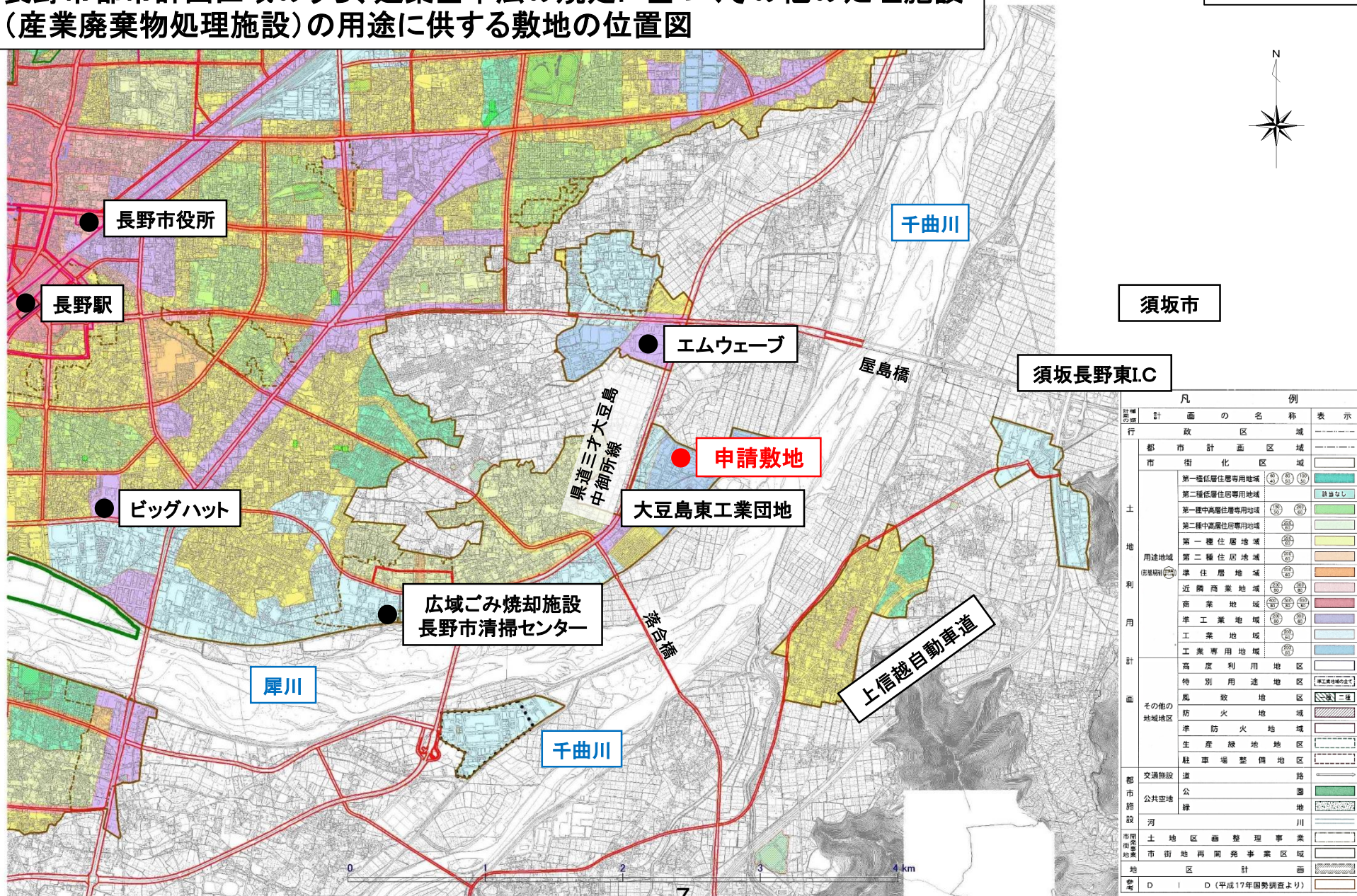
建物規模：

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	4,666.84 m ²	369.16 m ²	5,036.00 m ²
延べ面積	4,514.20 m ² -5-	672.59 m ²	5,186.79 m ²

処理内容及び処理能力

施設名	処理品目	処理能力	
		現況	計画
破砕施設	廃プラスチック類	なし (本社工場から移設)	14.311t/日

長野市都市計画区域のうち、建築基準法の規定に基づくその他の処理施設
(産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の位置図

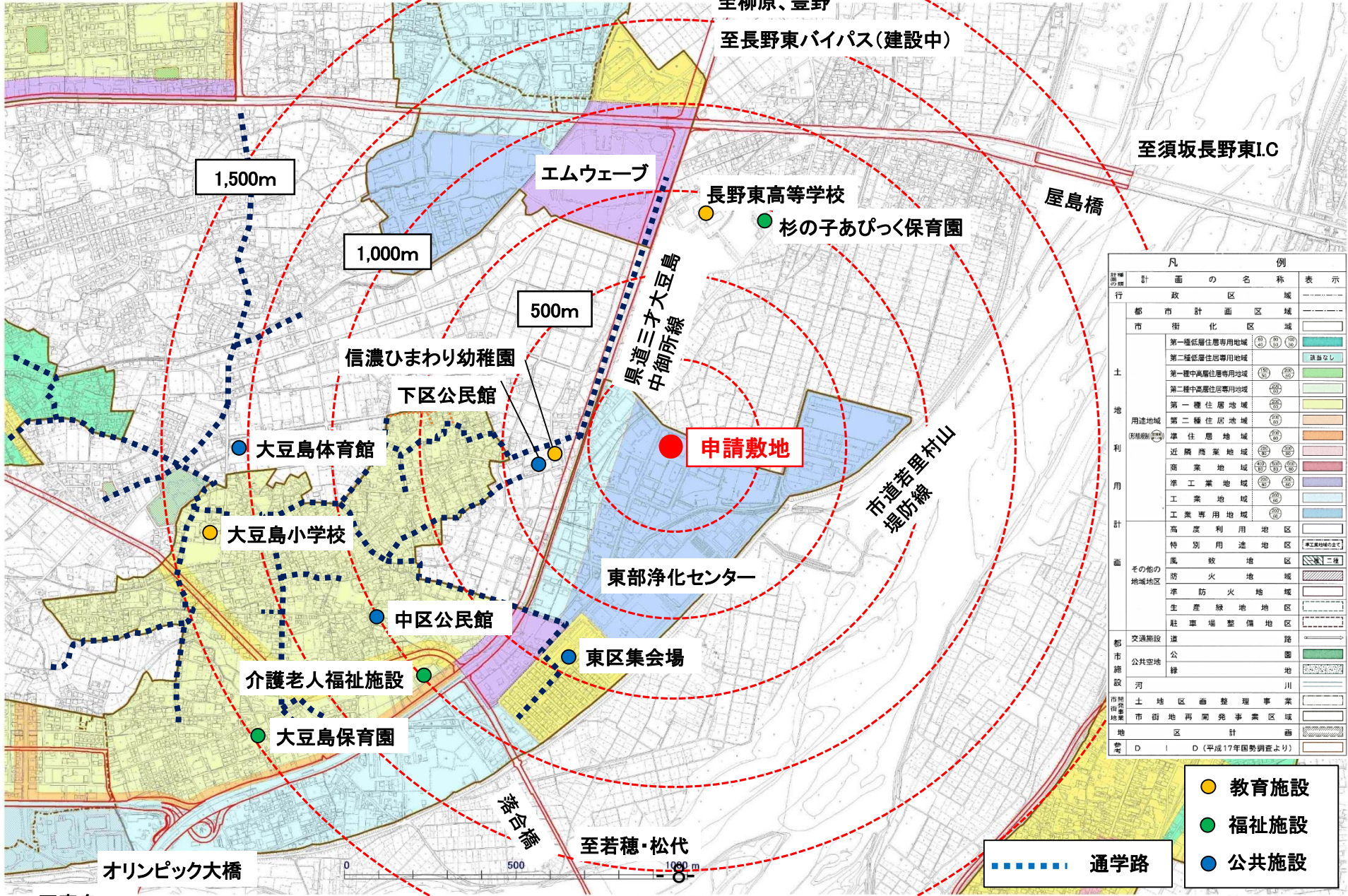


須坂市

須坂長野東I.C

凡 例	
計画の種別	計画の名称 表示
行政	都市計画区域
市街化区域	市街化区域
土地利用	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
用途地域	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
計画	工業地域
	工業専用地域
	高度利用地区
	特別用途地区
その他の地域	風致地区
	防火地域
	準防火地域
	生産緑地地区
都市施設	駐車場整備地区
	交通施設
市街地	道
	公共空地
市街地	公園
	緑地
市街地	河川
	土地地区画整理事業
市街地	市街地再開発事業区域
	地区計画
備考	D I D (平成17年国勢調査より)

位置図(周辺施設)



凡例	
計画の名称	表示
行政区域	-----
都市計画区域	-----
市街化区域	-----
第一種低層住居専用地域	①②③④
第二種低層住居専用地域	⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
第一種中高層住居専用地域	㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
第二種中高層住居専用地域	㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
第一種住居地域	㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
第二種住居地域	㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
準住居地域	㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
近隣商業地域	㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
商業地域	㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
準工業地域	㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
工業地域	㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
工業専用地域	㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
高度利用地区	-----
特別用途地区	-----
風致地区	-----
防火地域	-----
準防火地域	-----
生産緑地地区	-----
駐車場整備地区	-----
交通施設	-----
公道	-----
公共空地	-----
河川	-----
土地地区画整理事業	-----
市街地再開発事業区域	-----
地区計画	-----
備考	D I D (平成17年国勢調査より)

- 教育施設
- 福祉施設
- 公共施設

..... 通学路

至真島

オリンピック大橋

0 500 1000

至若穂・松代

磐台橋

東部浄化センター

市道若里村山堤防線

県道三才大豆島中御所線

屋島橋

至須坂長野東I.C

至柳原、豊野
至長野東バイパス(建設中)

1,500m

1,000m

500m

エムウェーブ

長野東高等学校
杉の子あびつく保育園

信濃ひまわり幼稚園

下区公民館

大豆島体育館

大豆島小学校

中区公民館

介護老人福祉施設

大豆島保育園

東区集会場

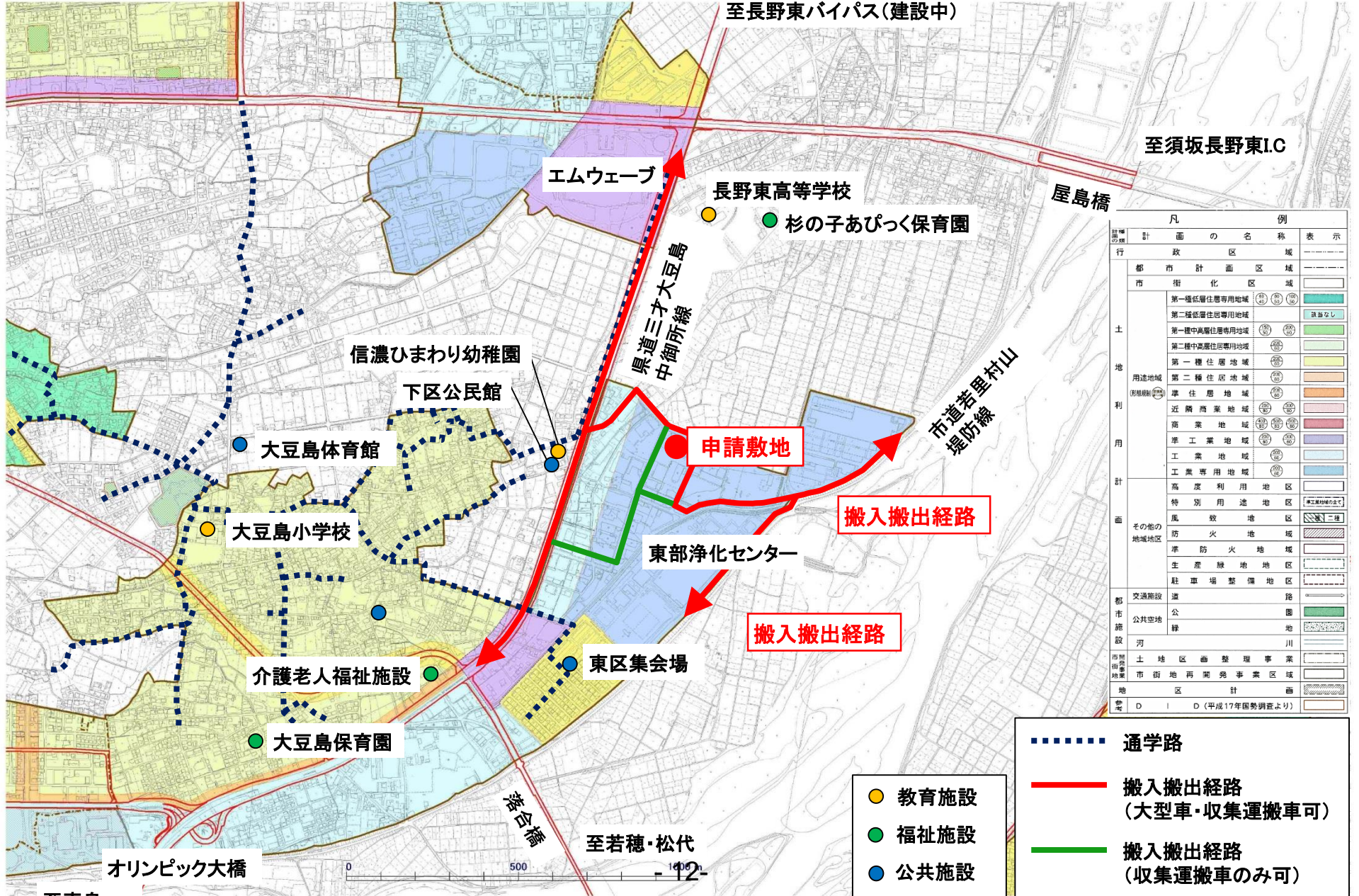
申請敷地







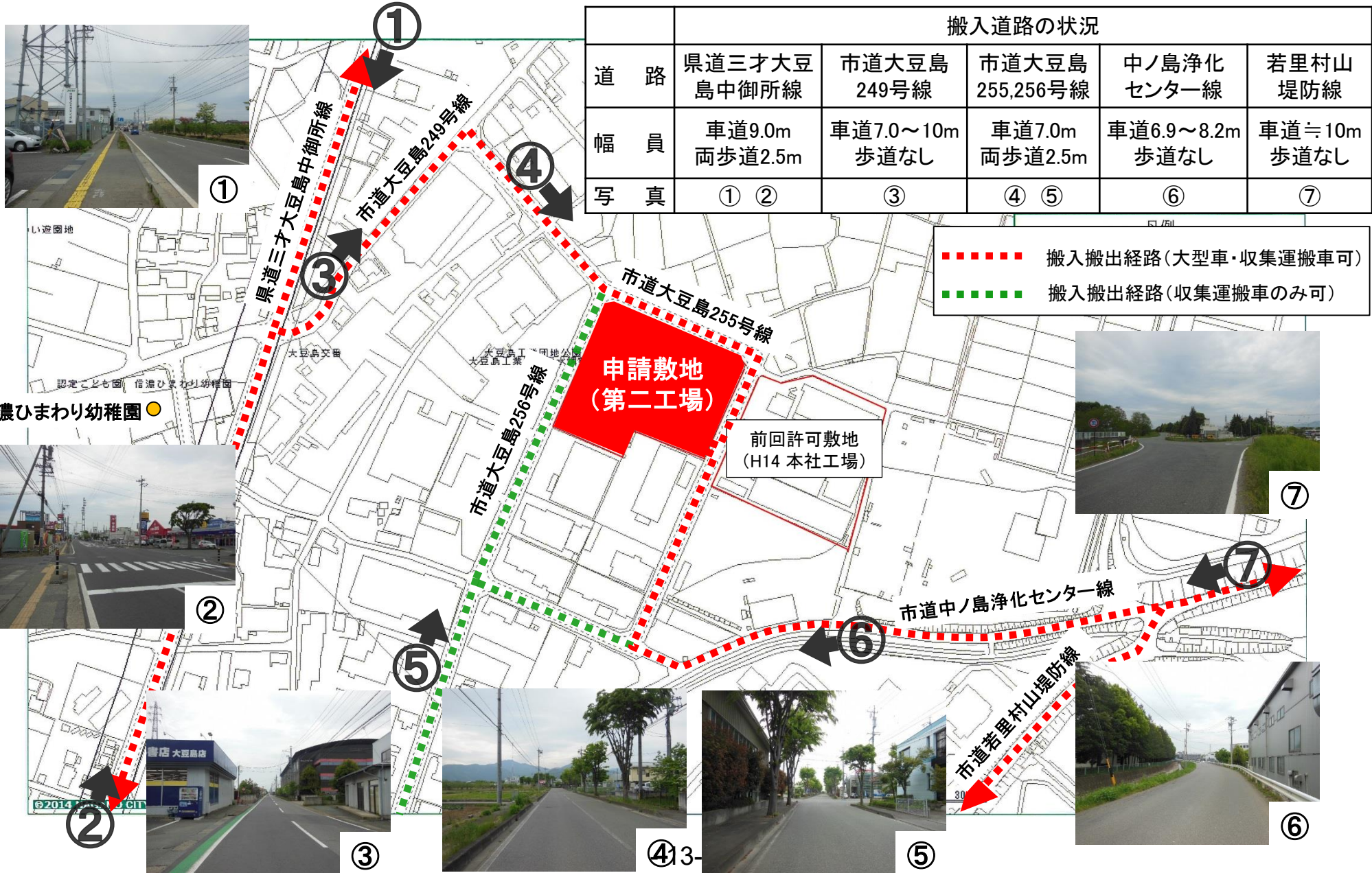
位置図(搬入搬出路1)

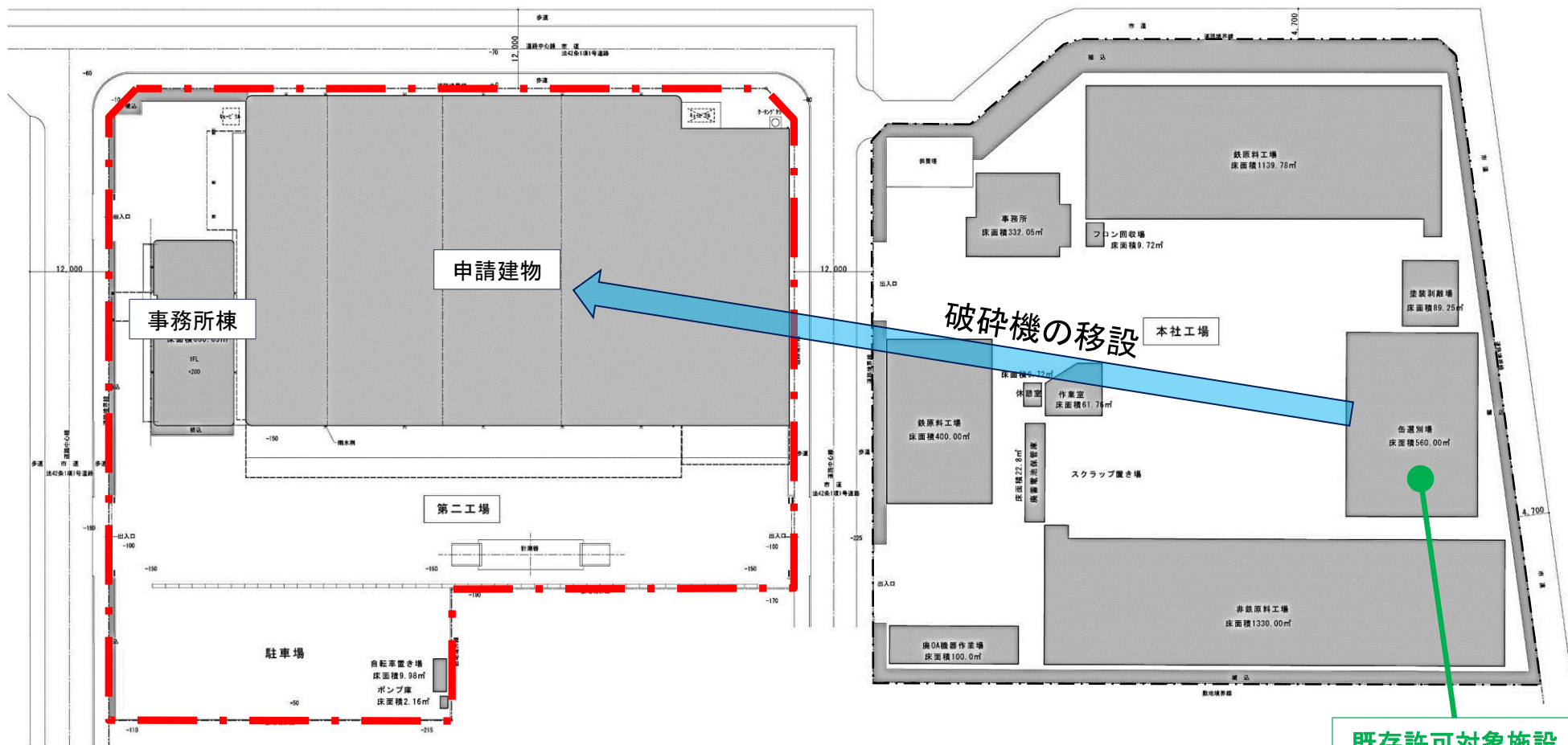


凡	例	
計 画	の 名 称	表 示
行 政	区 域	-----
都 市	計 画 区 域	-----
市 街	化 区 域	-----
土 地 利 用 計 画	第一種低層住居専用地域	(R) (R) []
	第二種低層住居専用地域	[]
	第一種中高層住居専用地域	(R) (R) []
	第二種中高層住居専用地域	(R) (R) []
	第一種住居地域	(R) (R) []
計 画 外 地 域 地 区	第二種住居地域	(R) (R) []
	準住居地域	(R) (R) []
	近隣商業地域	(R) (R) []
	商業地域	(R) (R) []
	準工業地域	(R) (R) []
計 画 外 地 域 地 区	工業地域	(R) (R) []
	工業専用地域	(R) (R) []
	高度利用地区	[]
	特別用途地区	[]
	その他の地域地区	[]
都 市 計 画 設 計	防 災 地 区	[]
	防 火 地 区	[]
	消 防 火 地 区	[]
	生 産 緑 地 地 区	[]
	駐 車 場 整 備 地 区	[]
市 街 地 再 開 発 事 業 区 域	交 通 施 設	道 路
	公 共 空 地	園 地
市 街 地 再 開 発 事 業 区 域	緑 地	[]
	河 川	[]
市 街 地 再 開 発 事 業 区 域	土 地 区 画 整 理 事 業	[]
	市 街 地 再 開 発 事 業 区 域	[]
地 区 計 画	市 街 地 再 開 発 事 業 区 域	[]
	市 街 地 再 開 発 事 業 区 域	[]
参 考	D I D (平成17年国勢調査より)	[]

- 通学路
- 搬入搬出経路 (大型車・収集運搬車可)
- 搬入搬出経路 (収集運搬車のみ可)
- 教育施設
- 福祉施設
- 公共施設

位置図(搬入搬出路2)

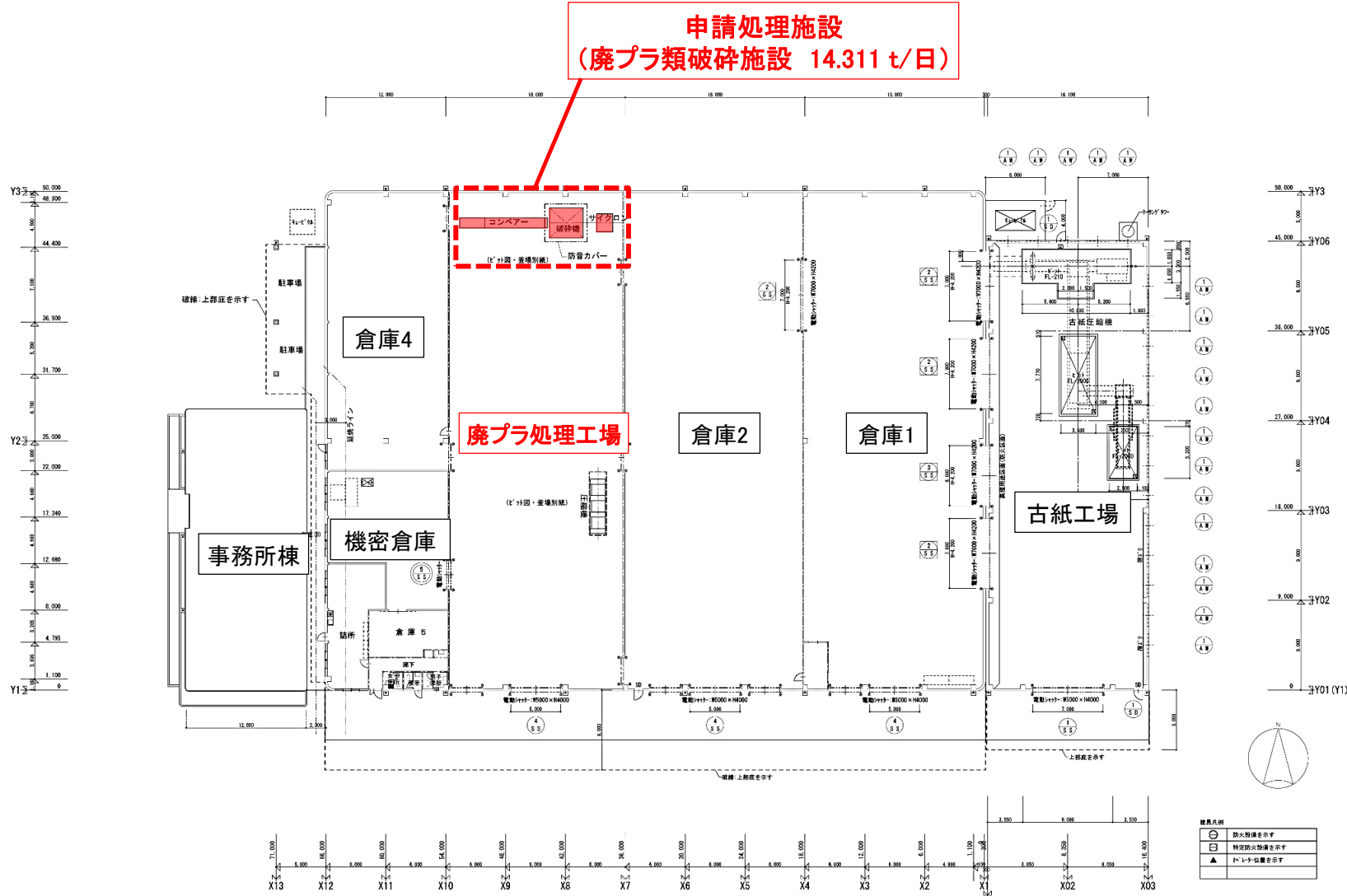


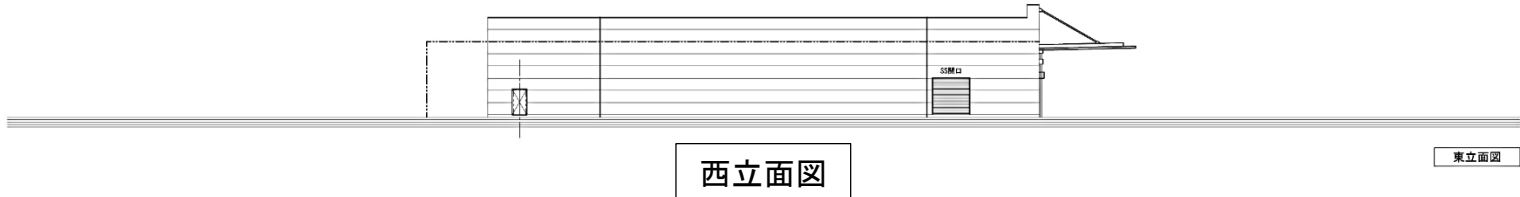
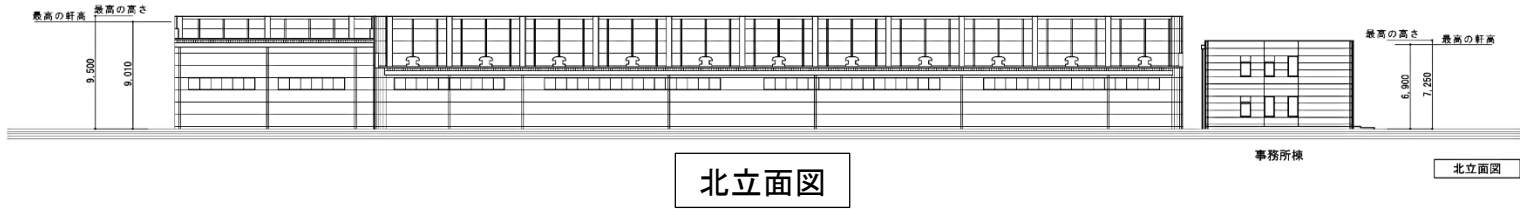


第二工場(申請敷地)

本社工場

既存許可対象施設
(廃プラ類の破碎)
H14.27 許可





敷地内写真



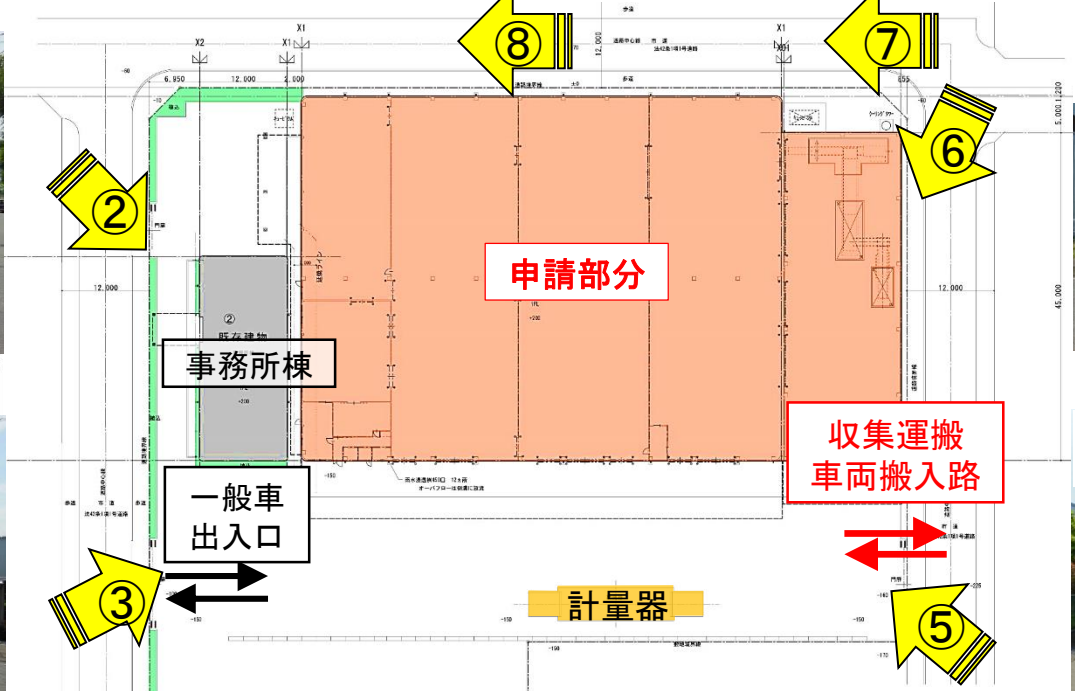
7



6



5





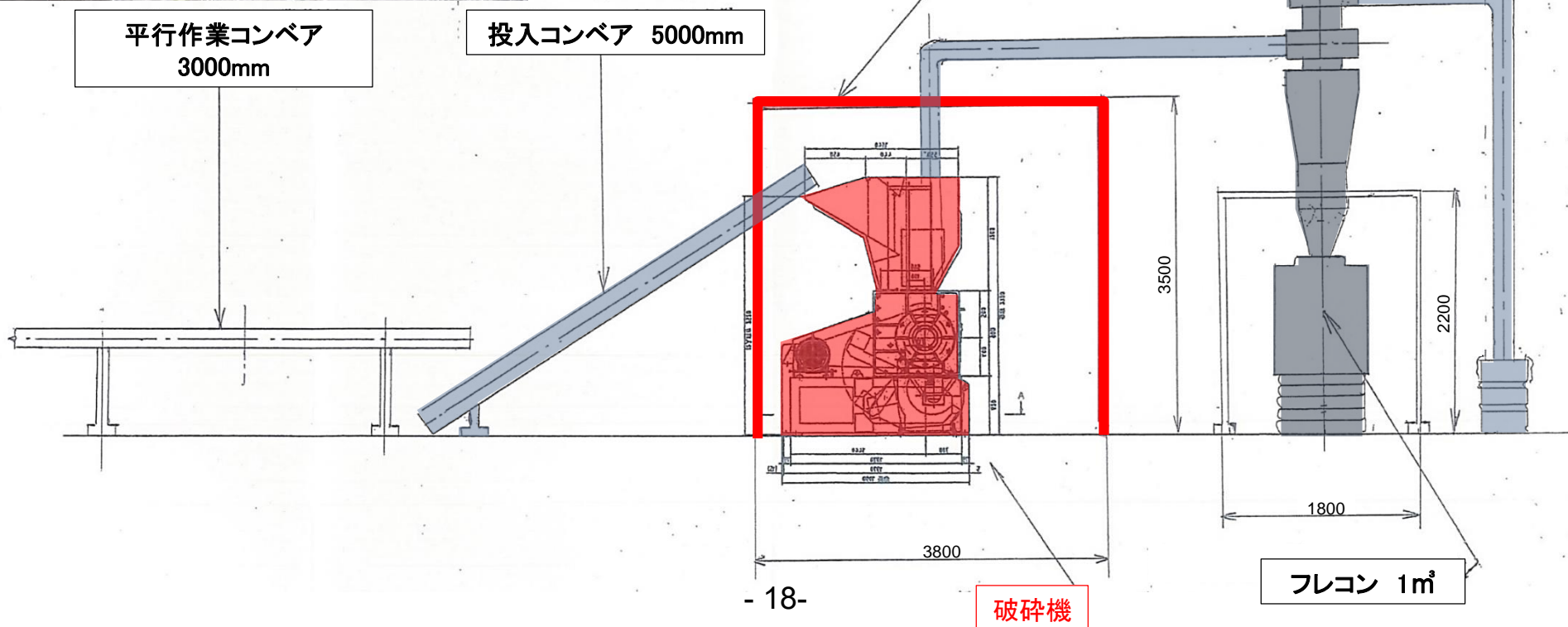
平行作業コンベア
3000mm

投入コンベア 5000mm

防音ボックス
(カラー鉄板+グラスウール 50mm)

集塵機

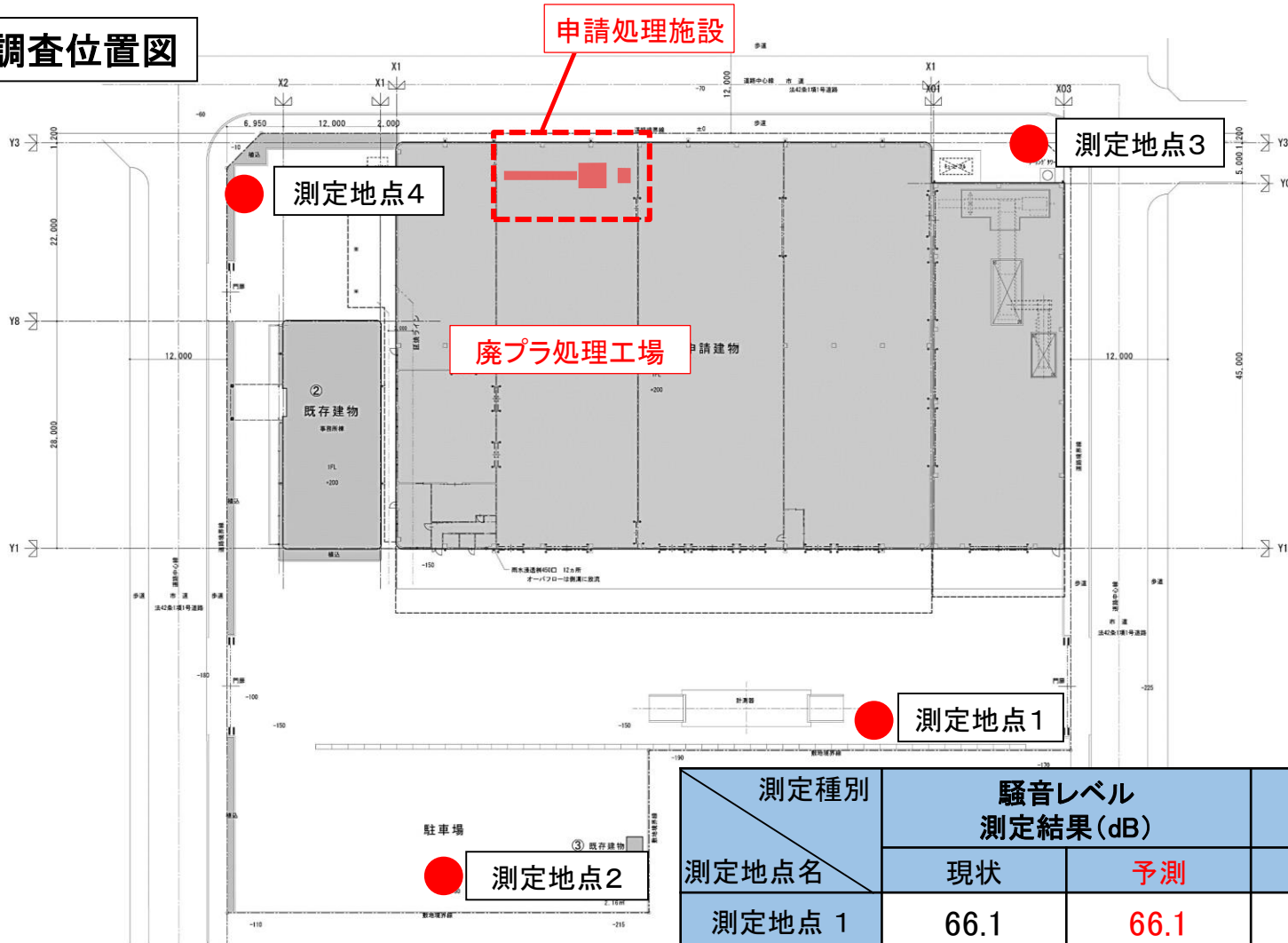
排気管



破碎机

フレコン 1m³

環境調査位置図



配置図 A1 :

測定種別 測定地点名	騒音レベル 測定結果 (dB)		振動レベル 測定結果 (dB)	
	現状	予測	現状	予測
測定地点 1	66.1	66.1	38.4	38.4
測定地点 2	49.7	49.7	33.5	33.5
測定地点 3	62.4	62.4	50.5	50.5
測定地点 4	55.6	55.6	31.1	31.1
自主規制値 (参考法規制)	67dB以下 騒音規制法 第3,4種区域		70dB以下 振動規制法 第2種区域	

項目	判断基準	判断結果(可とした理由)
周囲の状況	① 宅地化、市街化が促進される区域でないこと	申請地は、工業専用地域に指定された大豆島東工業団地内の北端に位置するとともに、道路を挟んだ北側一帯は農業振興地域に指定された農地が広がっていることから、宅地化、市街化が促進される可能性は低い地域である。
	② 近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと	直近の幼稚園が直線距離で300mの位置にあるが、申請敷地とは県道三才大豆島中御所線を挟んで反対側であり、車両の搬入・搬出ルート外でもある。また、福祉施設については700m以上離れている。
	③ 災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への二次的被害拡大の恐れがないこと	平坦な地形で土砂災害の発生はない。ハザードマップの浸水想定は2m～5m未満であるが、大豆島から松岡の工業地域、工業専用地域一帯は、ほぼ浸水可能性有の区域である。しかし、許可に係る廃棄物に危険物等はなく、たとえ浸水したとしても有害物質や悪臭等の影響が生じるとは考えにくく、二次被害の恐れは少ないと考えられる。

項目	判断基準	判断結果(可とした理由)
環境への配慮	①施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが确实であると認められること	<p>処理施設から発生する微細な粉じんやガスは、集塵機で吸引し、配管を通して水に吸着させることで大気への拡散を防止する。</p> <p>処理施設からの排水はない。雨水は浸透柵を設けて敷地内浸透させ、オーバーフロー分のみ放流する。</p> <p>騒音及び振動規制法区域外であるが、自主規制値を定めて、これまでも毎月、騒音及び振動の測定を行い、基準値以下であることを確認しており、この測定は、処理施設移設後も引き続き実施していく。</p>
域への影響 運搬車両の周囲地	① 交通渋滞による道路交通に支障がないこと	<p>本社工場から申請敷地に処理施設を移転する計画であり、処理量は変わらないため、当該計画による運搬車両の増加は見込まれない。また、搬入時間帯が集中することはなく、これまでも運搬車両による交通渋滞の発生はない。</p>
	② 交通安全上支障がないこと	<p>運搬車両の近隣住宅団地内への終日進入禁止や、車両によって通行ルートを制限するなど、社内で交通安全を徹底しており、交通安全上支障ないと考えられる。</p>
慮 景観への配慮	①施設の高さ、大きさに応じて植樹等により、景観への配慮がされていること	<p>以前より、周辺景観に配慮して敷地の周囲に緑地帯を設けていたが、今回の申請に併せて長野市緑化条例にも遵守する中で、さらに緑地帯を増やし、より一層景観に配慮する計画としている²¹。</p>

<p>平成29年11月27日 南屋島区（9名） @南屋島公民館</p>	<p>（質問1）騒音や振動が移設前と移設後で変化がないため、反対意見はないと思うが、手続き上、区長同意は必要なのか。</p> <p>（回答1）区長同意は必要ない。</p> <p>（質問2）資料に「関係住民は意見書を長野市へ提出」とあるが、必ず提出しなければならないのか。</p> <p>（回答2）条例に基づき長野市へ意見書を提出できるものであり、意見がない場合には、提出の必要はない。</p> <p>（質問3）有害な物質（ガス・塵等）、環境汚染につながる物質は排出されるのか。</p> <p>（回答3）洗浄済みのきれいなペットボトルを破砕してるため、有害なガス等の発生はない。</p>
<p>平成29年12月14日 大豆島下区（22名） @大豆島区公会堂</p>	<p>（質問1）破砕で出る粉じんや微細なごみはどうなるのか。そのまま空中に散布されるのか。</p> <p>（回答1）破砕機の横に設置する集塵機で吸い取り、排気は排気管を通じてタンクに収納するため、空中への散布はない。</p> <p>（質問2）環境面について心配されることはあるか。</p> <p>（回答2）騒音対策として、防音ボックスを設置する。振動については、人が感じるような振動は生じていない。なお、騒音・振動については、毎月1回環境影響調査を行っており、基準値を下回っている。</p>

<p>平成30年5月24日 大豆島下区(14名) @大豆島区公会堂</p>	<p>(質問1) 騒音レベルの目標値67dBとはどういった数値なのか。 (回答1) 工業専用地域のため法律上の基準はないが、環境ISOの取組の中で自主的に定めた数値である。また、67dBとは、バスや新幹線の車内、コーヒーショップの店内などの音と同様である。</p> <p>(質問2) 騒音測定に関し、移設前後で数値が変わらないのはなぜか。 (回答2) 現状の騒音と比較すると、破碎機から到達する騒音がとても小さいためである。例として、大きな声で叫んでいる近くで、小さな声で話しても聞こえないのと同じイメージである。</p>
<p>平成30年5月22日 南屋島区(6名) @南屋島公民館</p>	<p>(質問1) 破碎機から到達する騒音に対して大きい現状の騒音とは何か。 (回答1) 本社工場における鉄原料工場の金属スクラップを移動させる際に生じる音である。</p> <p>(質問2) 今後も騒音・振動対策を継続するようお願いしたい。 (回答2) 騒音・振動測定を毎月行い、その結果は、従来と同様に年1回の環境懇談会で報告する。</p>

都市計画審議会の概要

<p>平成30年5月31日</p>	<p>●長野市都市計画審議会</p> <p>【答申書】: 異議なし</p>
-------------------	---------------------------------------